

# 宮古市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 宮古市上下水道部

事 業 名 : 特定地域生活排水処理事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成19年度 (10年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適
処理区域内人口密度	0.03人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	1区(公共下水道及び集落排水処理整備区域外)		
設 置 基 数	1,062基(平成27年度末現在)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成18年9月に浄化槽市整備推進事業計画を決定し、公共下水道、集落排水処理整備区域外は、市が浄化槽の設置及び維持管理を行うこととしました。		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

#### ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本使用料をベースとした従量制を採用しており、使用量が増えていくにつれ割増額が増えていく累進性を採用しています。 基本使用料:1,620円(10m <sup>3</sup> まで) 従量使用料:140.40円/m <sup>3</sup> ~194.40円/m <sup>3</sup> (6段階)				
業務用使用料体系の 概要・考え方	基本使用料をベースとした従量制を採用していますが、基本使用料を超えた分は均一単価としています。 基本使用料:1,620円(10m <sup>3</sup> まで) 従量使用料:86.40円/m <sup>3</sup>				
条例上の使用料*2 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	2,940 円	実質的な使用料*3 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,249 円
	平成26年度	3,024 円		平成26年度	3,369 円
	平成27年度	3,024 円		平成27年度	3,374 円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

### ③ 組織

職 員 数	<p>平成28年度の下水道事業(農業集落排水事業、漁業集落排水事業、特定地域生活排水処理事業)の職員数は、部長1名、課長1名、副主幹3名、係長3名、主査7名、主任6名、主任技師3名、主事4名、技師3名の31名となっていますが、公営企業の水道事業、公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業にも従事しています。</p> <p>年齢構成は、20代6名、30代3名、40代11名、50代9名、60代2名となっており、平均年齢は平成28年12月1日現在44.5歳となっています。</p>
事業運営組織	<p>組織体制は、上下水道部に生活排水課を置き、経営管理係、料金係、給排水普及係、水道工務係、下水道工務係、施設管理係の各係を置いて、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、特定地域生活排水処理事業を運営しています。</p> <p>また、公営企業の上下水道部の併任職員として、水道事業や公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業に従事しています。</p>

### (2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	PPP・PFI	平成19年3月PFI事業導入を決定し、平成19年度から平成28年度までの10年間、市営浄化槽の整備を進めてまいりました。
---------	---------	--

### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

別紙「経営比較分析表」(4-4)のとおり
----------------------

## 2. 経営の基本方針

<p>当市の特定地域生活排水処理事業は、平成18年9月に「浄化槽市整備推進事業計画」により、市が浄化槽の設置、維持管理を行うことを決定し、平成19年3月にはPFI事業の導入を決定しました。平成19年度から浄化槽の設置を進め、平成27年度末で1,062基の浄化槽を設置しました。PFI事業による浄化槽の整備は平成28年度で終了し、今後は、指定工事店制度により浄化槽の整備を進めてまいります。また、適正な維持管理と水洗化の普及に努めてまいります。</p> <p>人口減少社会を迎えた今、使用料収入の減少など経営環境は厳しさを増しつつあります。このような中で、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等に取り組んでいくことが求められていますので、経営状況をよりの確に把握できる公営企業会計の適用について検討を進めてまいります。</p> <p>特定地域生活排水処理事業は、豊かな水環境を後世につなげるとともに、将来にわたり持続可能な事業の運営を図りながら、公共用水域の保全と市民の快適な生活を支えていきます。</p>
--

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

### (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり(4-5-4-6)

### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

<p>平成29年度から平成38年度までの10年間で360基の整備を見込んでいます。</p> <p>そのうち、平成29年度は通常分70基、復興分30基、合計で100基の整備を見込んでいますが、復興分は平成31年度で整備が完了する見込みで、通常分の整備基数も年々減少していくものと想定しています。</p>
--

#### ② 収支計画のうち財源についての説明

<p>使用料収入は、整備基数の増加とともに、年々増加していくものと見込んでおります。</p> <p>企業債は、年間整備基数の減少に伴い、年々減少していくものと見込んでいます。これにより、企業債残高も計画期間後半には減少していくものと見込んでいます。</p> <p>繰入金は、平成31年度までは東日本大震災からの復興分に充てる繰入金を見込んでいます。通常分は、浄化槽整備費の国庫補助金等を除いた市の負担分や企業債の償還財源として繰り入れている割合が高く、企業債償還額の増加とともに繰入額も少しずつ増加していくものと見込んでいます。</p>
--

#### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<p>修繕費は、整備基数の増加とともに、プロワ等の修繕が増加していくものと見込んでいます。</p> <p>委託費は、整備基数の増加とともに、保守点検委託料や清掃委託料などの委託費が増加していくものと見込んでいます。</p> <p>支払利息は、年間整備基数の減少に伴い、計画期間後半には減少していくものと見込んでいます。</p>
---

### (3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

#### ① 今後の投資についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	10年間行ってきたPFI事業による浄化槽整備は平成28年度で終了し、平成29年度からは指定工事店制度により行ってまいります。
------------------------------	--

② 今後の財源についての考え方・検討状況

<p>使用料の見直しに関する事項</p>	<p>水洗化の普及や経費の削減を図り、基準外繰入金の減少に努めます。また、特定地域排水処理事業についても公営企業会計の適用の推進が求められておりますので、公営企業会計を適用した場合の収支への影響を検討してまいります。</p>
----------------------	--

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

<p>民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)</p>	<p>10年間行ってきたPFI事業による浄化槽の維持管理は平成28年度で終了し、平成29年度からは民間委託へ移行します。</p>
<p>修繕費に関する事項</p>	<p>PFI事業から民間委託へ移行しますので、修繕箇所の把握から修理までの一連の業務に遺漏がないよう努めてまいります。</p>
<p>委託費に関する事項</p>	<p>PFI事業から民間委託へ移行しますので、点検業務や清掃業務に遺漏がないよう努めてまいります。</p>

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

<p>経営戦略の事後検証、更新等に関する事項</p>	<p>進捗管理については毎年度実施し、計画の見直しについては3～5年ごとに見直しを行い、経営戦略の事後検証を実施してまいります。</p>
----------------------------	--

# 経営比較分析表

岩手県 宮古市

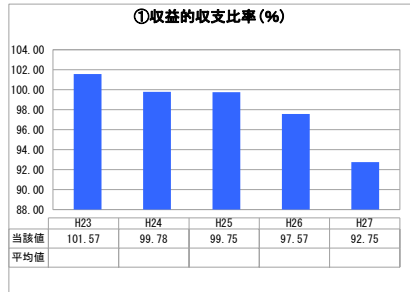
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	特定地域生活排水処理	K3	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	7.05	100.00	3,024

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
56,031	1,259.15	44.50
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
3,917	1,246.51	3.14

**グラフ凡例**

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 平成27年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



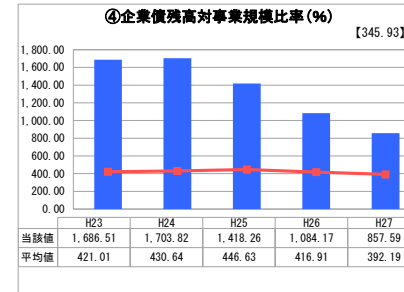
「単年度の収支」



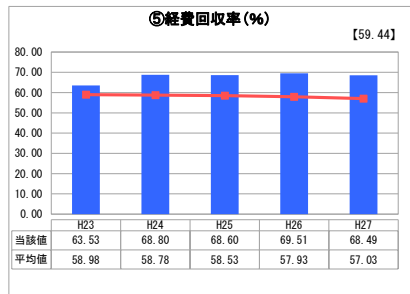
「累積欠損」



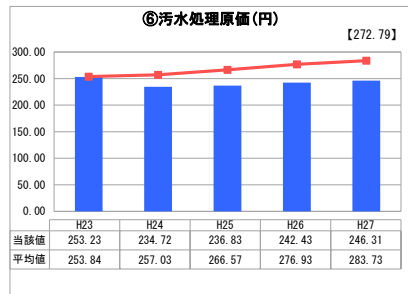
「支払能力」



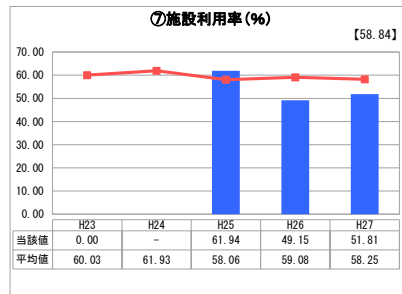
「債務残高」



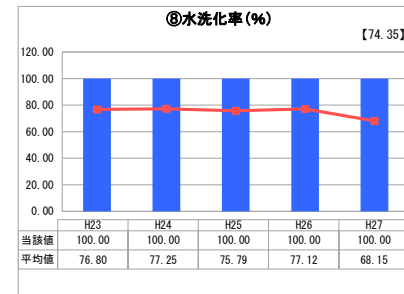
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

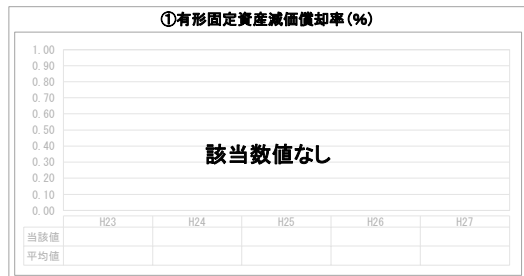


「施設の効率性」



「使用料対象の捕捉」

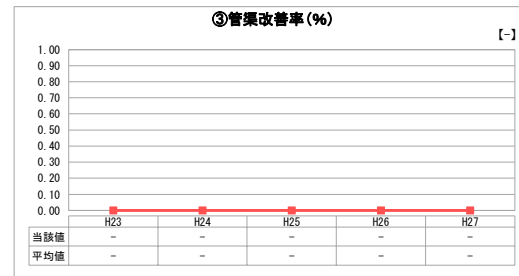
## 2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

- ①収益的収支比率  
費用に対する収益の割合を表す指標です。地方債償還額が増加してきており、それに伴い割合が低下してきていますので、費用の削減等経営改善に向けた取組みが必要です。
- ④企業債残高対事業規模比率  
使用料収入に対する企業債残高の割合を表す指標です。H19から浄化槽の整備を進めていることから、類似団体より高い割合になっています。
- ⑤経費回収率  
経費をどの程度使用料収入で賄えているかを表した指標です。100%未満となっていますが、類似団体より高い割合で経費を回収しています。
- ⑥汚水処理原価  
汚水1m<sup>3</sup>当たりの処理費用を表す指標です。類似団体より低く抑えられています。
- ⑦施設利用率  
施設の処理能力に対する処理水量を表す指標で、施設の利用状況等を表す指標です。類似団体に比べて低い割合となっています。
- ⑧水洗化率  
水洗便所を設置して汚水処理をしている人口の割合を表した指標です。各年度とも類似団体より高い割合となっています。

### 2. 老朽化の状況について

- ③管渠改善率  
該当ありません。

### 全体総括

収益的収支比率は90%以上ですが、年々その割合が低下してきており、経費の削減等に取組む必要があります。経費回収率や水洗化率は類似団体より高い割合となっており、また、汚水処理原価は類似団体より低いことから、経営は類似団体と比較して良好な状況にあります。ただし、H19から浄化槽の整備を進めていることから、類似団体と比較して浄化槽整備に伴う企業債残高が高い割合にあります。この企業債の元利償還は一般会計からの繰入金等を充てて返済しています。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

# 投資・財政計画 (収支計画)

特定地域生活排水処理事業

(単位:千円, %)

区 分		年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度								
		29年度	30年度																				
収益的 収入	1	総	収	益 (A)	58,525	58,199	74,235	67,511	71,290	74,117	75,413	77,190	77,445	77,611	77,759	77,653							
	(1)	営	業	収	益 (B)	43,092	45,700	50,632	54,132	56,655	58,671	60,185	61,194	61,866	62,203	62,538	63,043						
		ア	料	金	収	入	43,092	45,700	50,632	54,132	56,655	58,671	60,185	61,194	61,866	62,203	62,538	63,043					
		イ	受	託	工	事																	
		ウ	そ	の	他																		
	(2)	営	業	外	収	益	15,433	12,499	23,603	13,379	14,635	15,446	15,228	15,996	15,579	15,408	15,221	14,610					
		ア	他	会	計	繰	入	金	10,736	10,028	21,993	13,038	14,635	15,446	15,228	15,996	15,579	15,408	15,221	14,610			
		イ	そ	の	他		4,697	2,471	1,610	341													
	2	総	費	用 (D)	58,866	58,199	74,235	67,511	71,290	74,117	75,413	77,190	77,445	77,611	77,759	77,653							
	(1)	営	業	費	用	51,594	50,780	65,169	58,436	61,016	62,736	64,026	64,886	65,316	65,746	66,176	66,606						
		ア	職	員	給	与																	
			ウ	ち	退	職	手	当															
		イ	そ	の	他	51,594	50,780	65,169	58,436	61,016	62,736	64,026	64,886	65,316	65,746	66,176	66,606						
(2)	営	業	外	費	用	7,272	7,419	9,066	9,075	10,274	11,381	11,387	12,304	12,129	11,865	11,583	11,047						
	ア	支	払	利	息	7,158	7,274	8,732	8,575	8,774	8,881	8,887	8,804	8,629	8,365	8,083	7,547						
		ウ	ち	一	時	借	入	金	利	息													
	イ	そ	の	他	114	145	334	500	1,500	2,500	2,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500						
3	収	支	差	引 (A)-(D) (E)	△ 341																		
資本的 収入	1	資	本	的	収	入 (F)	165,192	150,854	132,524	99,185	88,819	66,879	56,841	47,013	36,760	38,511	40,049	41,374					
	(1)	地	方	債		47,200	69,500	49,300	40,300	33,700	26,200	19,600	13,100	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500					
			ウ	ち	資	本	費	平	準	化	債												
	(2)	他	会	計	補	助	金	70,614	26,094	41,062	24,905	26,519	19,159	21,101	23,153	24,880	26,631	28,169	29,494				
	(3)	他	会	計	借	入	金																
	(4)	固	定	資	産	売	却	代	金														
	(5)	国	(	都	道	府	県	)	補	助	金	25,526	40,692	25,760	22,080	18,400	14,720	11,040	7,360	3,680	3,680	3,680	3,680
	(6)	工	事	負	担	金	21,852	14,568	16,402	11,900	10,200	6,800	5,100	3,400	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700				
	(7)	そ	の	他																			
	2	資	本	的	支	出 (G)	165,827	151,233	132,524	99,185	88,819	66,879	56,841	47,013	36,760	38,511	40,049	41,374					
	(1)	建	設	改	良	費	161,591	146,910	125,363	88,042	75,742	51,400	39,100	26,700	14,400	14,400	14,400	14,400					
				ウ	ち	職	員	給	与	費													
	(2)	地	方	債	償	還	金 (H)	4,236	4,323	7,161	11,143	13,077	15,479	17,741	20,313	22,360	24,111	25,649	26,974				
(3)	他	会	計	長	期	借	入	金	返	還	金												
(4)	他	会	計	へ	の	繰	出	金															
(5)	そ	の	他																				
3	収	支	差	引 (F)-(G) (I)	△ 635	△ 379																	

# 投資・財政計画 (収支計画)

特定地域生活排水処理事業

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 976	△ 379										
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	1,355	379										
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	379											
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)	379											
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )												
収益的収支比率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	93	93	91	86	84	83	81	79	78	76	75	74
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	43,092	45,700	50,632	54,132	56,655	58,671	60,185	61,194	61,866	62,203	62,538	63,043
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	490,121	555,298	597,437	626,594	647,217	657,938	659,797	652,584	636,724	619,113	599,964	579,490

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
区 分												
収 益 的 収 支 分	10,736	10,028	21,993	13,038	14,635	15,446	15,228	15,996	15,579	15,408	15,221	14,610
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金	10,736	10,028	21,993	13,038	14,635	15,446	15,228	15,996	15,579	15,408	15,221	14,610
資 本 的 収 支 分	70,614	26,094	41,062	24,905	26,519	19,159	21,101	23,153	24,880	26,631	28,169	29,494
うち基準内繰入金	9,288	2,880	4,483	1,494	1,494							
うち基準外繰入金	61,326	23,214	36,579	23,411	25,025	19,159	21,101	23,153	24,880	26,631	28,169	29,494
合 計	81,350	36,122	63,055	37,943	41,154	34,605	36,329	39,149	40,459	42,039	43,390	44,104